

香取市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
香取市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状		P 2
2	目標		P 4
3	計画の期間		P 5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容		P 5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて		P 9

※文中の語句の使い分けについて

教育職員：児童・生徒を直接指導する教員免許を持った職員

教職員：教育職員を含む学校教育に関わる全ての職員

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

文部科学省は、平成 31 年 1 月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定した。このガイドラインは、「超勤 4 項目」以外の業務も含めて、しっかりと勤務時間管理を行うことが、学校における働き方改革を進めるために不可欠なことから定められた。

第 4 期千葉県教育振興計画の基本理念の中でも「持続可能な未来の作り手となる人を育むため、教育現場において、教員がゆとりと自信を持って子供たちと向き合い、一人一人の個性と可能性を最大限に伸ばせるよう、優れた教員の確保、育成に取り組むとともに、学校の DX と業務改善を進め、教員の働きがいと働きやすさを両立する職務環境を整備します。」とあり、給特法第 8 条に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の必要性が示されている。

香取市において、香取市教育ビジョンの「施策大綱 2」に掲げられている通り、教育職員が子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保できるよう、校務運営の効率化や部活動改革、専門性の有する機関・人材等との協働等を行い、さらに働き方改革を進めていく。

また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年休取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である。

これらのことを踏まえ、教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、「香取市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下、「実施計画」という。)を策定する。

(2) 香取市の現状

本市では、令和元年 10 月に所管する学校の教育職員の在校等時間に関する方針として「香取市『学校における働き方改革推進』目標」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【令和 6 年度時間外在校等時間の状況（学校種別）】

時間外(月平均)	45 時間以内（合計）	45～80 時間	80 時間以上	45 時間以上(合計)
小学校	47.7%	48.6%	3.7%	52.3%
中学校	37.2%	46.5%	16.3%	62.8%
全体	43.9%	47.8%	8.3%	56.1%

○時間外在校等時間が 45 時間を超える職員の割合は全体で約 56%と半数を超え、学校種で比較すると中学校は約 63%と小学校に比べて 10%ポイント以上高くなっていた。

【令和 6 年度時間外在校等時間の状況（職種別）】 《単位；時間：分》

時間外在校等時間	教諭	教頭	校長
平均	45:19	65:09	38:41

○職種別にみると、教頭が最も長く、次いで教諭、校長という順になっている。最も時間外の短い校長職でも 1 日約 2 時間程度の時間外勤務を行っているという結果であった。

【令和 6 年度時間外在校等時間の状況（月別）】 《単位；時間：分》

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
平均	66:15	65:41	59:14	45:57	7:29	57:29	59:21	51:13	39:04	46:13	47:35	51:02

○月別にみると、年度始めの 4・5・6 月と夏季休業明けから行事の多い 9・10 月の時間外が長く、長期休業に絡む 7・8・12 月が比較的短い傾向が見られた。この傾向は、どの職種にも共通していて学校全体が忙しい時期であることが分かった。

こうした状況を踏まえ、教育の質向上のために教育職員の業務に時間的余裕を創出することが必要であると考えられ、給特法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○ 本計画において達成を目指す目標と期限は以下の通りである。

- ・時間外勤務月 80 時間以上が複数月連続する職員をゼロにする。(可及的速やかに)
- ・時間外在校等時間月 80 時間以上の割合を 0%にする。(令和 10 年度末)
- ・時間外在校等時間月 45 時間以内の割合を 100%にする。(令和 11 年度末)
- ・時間外在校等時間の月平均を 30 時間程度にする。(令和 11 年度末)

【これまでの実績と年度別到達目標】

※R 7 見込は 12 月までの結果を反映

項 目	実 績		見込※	目 標			
	R5	R6		R8	R9	R10	R11
4 5 時間以内の職員の割合	39.5%	43.9%	68.1%	70%	80%	90%	100%
8 0 時間超の職員の割合	15.0%	8.3%	9.9%	6 %	3 %	0 %	0 %

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【年次休暇の取得日数】

	令和 5 年度		令和 6 年度		目 標	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
年休	17.4 日	12.7 日	14.7 日	11.2 日	18 日	18 日

○ 年次休暇の取得についての目標は、上記の表のとおり学校種や職種に依らず年間 18 日の取得を目標とする。

【香取市のストレスチェックの結果】

項 目 (値の範囲)	仕事の負担(量) (3-12)	仕事の負担(質) (3-12)	働きがい (1-4)	仕事や生活の 満足度(2-8)
全国(基準値)	7.9	8.0	2.6	5.5
令和 6 年度	9.4	9.2	3.4	6.5
令和 7 年度	9.2	9.0	3.4	6.3
目 標	7.5	7.5	3.5	7.0

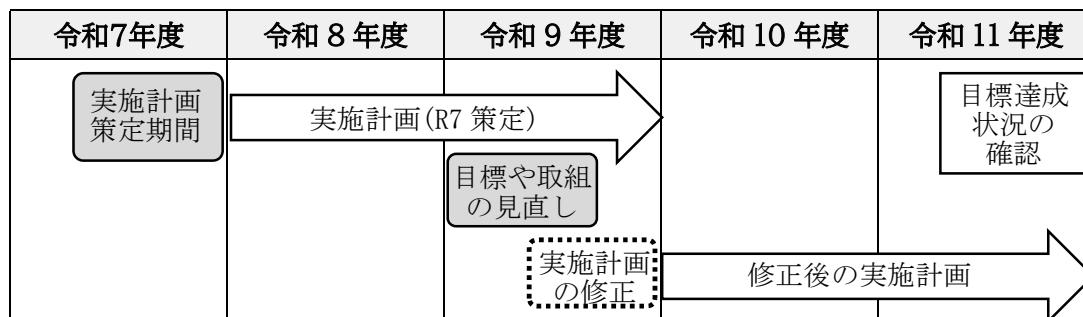
○ ストレスチェックの結果は、上記の表のとおり「仕事の負担 (量) (質)」は基準値よりも高い傾向があるため、令和 11 年度までに負担を緩和し、基準値を下回る 7.5 を目標とする。「働きがい」や「仕事や生活の満足度」については、現在の水準を維持しながら、更なる「働きがいや満足度」向上を目指す。※これまで本市では千葉県の「働き方改革推進プラン」の具体的な取組に沿って目標設定をしていたが、本計画では目標を精選し、健康確保の視点である「ストレスチェックを」目標達成の指標に加えた。

(必要に応じて 2 年後の見直しで項目を追加修正していく。)

3 計画の期間

○令和8年度から令和11年度末まで

○令和9年度末までの2年間で、一旦目標と取組を見直した後、実施計画を修正して、令和10・11年度は修正後の計画に取り組むこととする。



4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、学校支援ボランティア、地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについて、学校における見回り等は行なわず、原則として家庭の対応とし、必要に応じ警察等に依頼する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金について、徴収金業務の処理を複数人で行なうことを義務化するとともに、市会計に一本化できる項目の検討を進める。

④学校運営協議会の関係者間の連絡調整等

- ・学校運営協議会の実施状況等に応じ、学校運営協議会委員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、学校運営協議会委員等が中心となっていく。この場合において、当該学校運営協議会委員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、相談窓口（ほっとダイヤル）の周知徹底を図るとともに、学校が法曹資格者やスクールロイヤーなど弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、教育委員会等の行政機関が主体となった体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥行事予定の管理や児童生徒に関する情報の更新

- ・教育委員会が主体となって校務支援システムの機能等を活用し、入力作業等の効率化を図りながら、教員に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、PTAや学校運営協議会とも連携しながら、必要に応じてICT支援員や特別業務職員（SSS）等を活用する。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・各学校と教育委員会が連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行いつつ、学校の実情に応じ、専門事業者への委託を検討する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・職員による学校プールの管理については、近隣校との共同使用や民間プールの借用等を積極的に進める。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入の検討、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を進めるとともに、地域住民

等の支援を受けることも検討する。

⑬部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、担当コーディネーターを中心に部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず学校職員全体による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑮授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する特別業務支援員（ＳＳＳ）を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能やＷｅｂアンケート、自動採点技術等を積極的に活用することによって、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び特別業務支援員（ＳＳＳ）等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託等を検討する。

⑱支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導に係る補助員等の専門スタッフによる効果的な支援が行なえるよう積極的な推進を図る。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、校内・校外の教育支援センターの機能充実や訪問相談員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上または余剰時間が10時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。
- エ 部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保するために部活動休養日を確実に設定・実施する。
- オ 学校が作成する学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込む。
- カ 学校運営協議会において、学校運営に関する「基本的な方針」の中に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含め、承認を受けることとする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員がいた場合、教育委員会から当該校の管理職に仕事内容や仕事量について確認を行ない、くり返し80時間を超えないよう業務管理を行う。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ 教職員50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医や健康管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して周知と確実な実施を促す。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出出勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となったり、数ヶ月連続となったりしている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況を改善していけるよう、個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、Webページや文書等で周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。